

大豆の入札取引に係る買い手登録者遵守事項

平成25年9月17日
公益財団法人日本特産農産物協会

1. 目的

この遵守事項は、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が行う国産大豆の入札取引に関し、「大豆の入札取引に係る業務規程」（以下「業務規程」という。）及び協会理事長が定める事項のうち、大豆の買受けを行うため、協会に登録して入札取引に参加する者（以下「買い手」という。）に内容を承知の上、遵守していただく必要がある事項を示すものです。

2. 取引の参加資格

大豆の販売の事業を行う者、大豆を使用した製品の製造を行う者又はこれらの者が構成する法人その他の団体は、大豆の年産毎に協会に登録申請し、協会の承認・登録を受けることにより、大豆の買い手として入札取引に参加することができます。

3. 登録申請に必要な書類の提出

(1) 登録は、年産毎に必要です。登録申請者は、毎年協会が定める期日までに次の書類を協会に提出するものとします。但し、前年産から継続して登録を申請する買い手は、協会が送付する買い手登録者届出事項一覧表を確認の上、変更がある場合には修正内容を記入する。また、変更がない場合にも内容を確認して協会に提出するとともに、登録料の入金を以て申請とみなします。

- ① 登録申請書（買い手）（新規の場合、別紙1）
- ② 印鑑証明書（新規の場合）
- ③ 大豆入札取引買い手登録者届出事項一覧表（別紙2）

(2) 新規に登録申請する場合は、上記に加えて次の書類も添付して下さい。

- ① 入札保証金返還用振込口座届（別紙3）
- ② 組織形態に即した次の書類

(ア) 法人の場合

定款、規約等（事業内容に大豆に係る事項が記載されている必要があります。）

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

直近の事業年度における事業収支状況及び事業用資産に関する資料（貸借対照表、収支決算書、財産目録等）

(イ) 法人格を有しない団体の場合

定款、規約等（事業内容に大豆に係る事項が記載されている必要があります。）

代表者の住民票（代表者の氏名、住所を証する書類）並びに履歴書

団体構成員の最近の財産状態を明らかにする書類(所得証明書、課税証明書、
残金残高証明書等)

(ウ) 個人の場合

住民票(申請者の氏名、住所を証する書類)並びに履歴書

申請者の最近の財産状態を明らかにする書類(所得証明書、課税証明書、預
金残高証明書等)

(3) 登録後、登録申請事項について変更が生じた場合、合併や有限会社から株式会
社への転換等会社組織の変更等がある場合は、速やかに協会に連絡し、協会の指
示に従って下さい。

(4) 次に該当する場合は、登録申請書(別紙1)の注意事項にしたがって届出事項
欄に必要事項を記入して下さい。

① 同一企業等で本店、支店等異なった2以上の部署毎に入札取引に参加する場
合

② 入札票に押印する印に登録申請に用いる代表者印とは別の印を用いる必要
がある場合

(5) 申請書類コピーの売り手への提供

与信管理上の必要により売り手(全農、全集連)から、文書で要請があった場
合、上記申請書類のうち、次の文書の写しを情報の適切な管理を条件に提供する
ことがあります。なお、提供した場合には、そのことを申請者に通知します。

登録申請書(買い手)

印鑑証明書

登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合)

代表者(個人の場合は申請者)の住民票(法人以外の場合)

4. 登録の通知

協会は、登録申請書類の内容について審査の上、当該申請者が参加資格を満たし
ていると判断した場合は、当該年産大豆の買い手として登録簿に登録するとともに、
申請者にその旨書面で通知します。

5. 登録者ID及びパスワード

協会は、登録者ごとに登録者ID及びパスワードを設定し、登録の通知に併せて
書面で通知します。登録者は、登録者ID及びパスワードを使って、協会が開設す
る登録者限定のインターネットホームページ(登録者ページ)にアクセスし、閲覧
することができます。

また、ウェブ入札(17(1)参照)のサイトへのアクセスには、登録者ページを経

由する必要があります。

登録者は、自己の登録者ID及びパスワードを他の登録者等第三者に漏らすことがないように管理することを要します。

6. 登録料

登録料（1万円）は年産毎に申し受けますので、協会の指定する預金口座に期限までに振り込んで下さい。（入札保証金の口座とは異なりますので、注意下さい。）

登録料の確認後、入札取引に関する各種通知等のサービスを開始します。

なお、登録料収入は、協会が行う大豆の入札取引の運営に係る経費の一部に充当します。

7. 登録者名の公表

売り手及び買い手登録者名を、協会のインターネットホームページに掲載します。

8. 協会から買い手に対する通知

協会が買い手に対して行う主な通知等は、次のとおりです。

（1）入札取引の予定期日の通知

協会は、入札取引を実施する月の前月の20日までに当該月の入札取引の予定期日を定め、買い手にファクシミリで通知するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

（2）入札票及び上場ロット明細書の通知

協会は、売り手からの上場数量の申出に基づいて入札票及び上場ロット表を作成し、入札取引実施日の2日前までに登録者に電子メールで通知するとともに、協会の登録者ページに掲載します。

3の大豆入札取引買い手登録者届出事項一覧表で、入札票・ロット明細書配信方式についてファクシミリによる配信案内を選択した登録者には、入札票及び上場ロット明細書を前記ホームページに掲載したことをファクシミリで通知します。

登録者が入札票及び上場ロット明細書のファクシミリでの配信を希望する場合は、その旨、ファクシミリで協会に申し出て下さい。協会は、当該登録者にファクシミリで配信します。

（3）落札結果の通知

協会は、入札取引実施日の翌日に入札に参加した登録者に対して、入札したロット毎の落札結果をファクシミリで通知します。（書面による通知を希望する場合は、協会に連絡して下さい。）

（4）入札取引結果の月報の送付

協会は、入札取引のあった月の入札取引の結果を集計し、月報として取りまとめ、原則として、当該月の月末に報道関係に公表するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

登録者には、電子メール又はファクシミリでホームページに掲載した旨通知します。公表資料の配付を希望する場合は、協会に連絡して下さい。

(5) その他

協会は、既に通知した内容の変更その他入札取引の円滑な実施に必要な情報を適宜適当な手段を用いて買い手に提供します。

9. 入札保証金の預託

登録者は、入札に先立って、予め所要の入札保証金を、協会の指定する預金口座に入金して協会に預託することが必要です。入札保証金が預託されていない場合、あるいは預託された金額が所要の金額に対して不足する場合、全ての入札が無効となります。

10. 入札保証金の額

協会は、入札回毎に入札を行おうとする買い手（入札者）の入札金額（入札価格×入札数量の合計）に入札保証金額を照合し、入札保証金額が入札金額の10分の1に満たない場合は、当該入札回に係る入札は全て無効とします（要すれば、入札保証金額の10倍の額まで入札出来ます。）。当該入札回の落札の有無に関わらず、入札保証金額は、そのまま次の入札回に繰り越されます。

11. 入札保証金額の確認

協会は、入札実施期日（通常水曜日）の前日（通常火曜日、祝祭日に当たる場合は、前前日の月曜日に繰り上げる等日程を調整）に、買い手毎の入札保証金の額を確認します。したがって、買い手は、予め協会に預託している入札保証金額を確認の上、入札申込金額に対して入札保証金額が不足する場合は不足金額を入金しておく必要があります。入札実施期日当日に振り込まれても、当該入札回の入札保証金として取り扱いません。

12. 契約不履行等の場合の入札保証金の取扱い

落札者が所定の期日までに売買契約を締結しない場合、若しくは代金決済を行わない場合、当該落札に対応する落札金額の10分の1の金額が協会及び売り手に帰属します。協会は、その金額を当該落札者から協会に預託されている入札保証金から徴収しますが、不足する場合（複数の入札回の落札分が契約不履行の場合に起こり得ます。）、協会は、当該落札者に対し不足する金額を追加して請求します。

13. 入札保証金の返還

入札保証金は年産毎に管理していますが、協会は、当該年産大豆に係る入札取引が終了し、かつ、代金決済が終了した場合に12に定める徴収額を差し引き、買い手に入札保証金を返還します。ただし、入札保証金に果実は付けません。

14. 入札取引終了前に入札保証金の返還の請求

登録者は、当該年産大豆の入札取引終了前に入札取引を中止し、入札保証金の返還を求める場合には、入札保証金返還請求書（別紙4）を提出して下さい。

なお、協会は、当該年産大豆の入札取引終了後に未返還の買い手全員に対して、入札保証金の返還手続きについて通知します。

15. 入札保証金の返還等に係る手続き

協会は、入札保証金の返還に際し、予め返還に係る入札保証金の額及び振り込み先銀行口座を記載した入札保証金確認通知書を買手に送付し、記載内容について確認します。

また、上記の確認に併せ、入札保証金の返還を希望するか、それとも次年産大豆の入札取引に引き続き参加する予定で、当該確認時点において協会に預託している入札保証金を、次年産大豆の入札取引に係る入札保証金に充当することを希望するかについて確認し、返還を希望される買い手に対しては、入札保証金を所定の口座に振り込むとともに、買い手あてに振り込みを行った旨を通知します。

なお、確認時点において、協会に預託している入札保証金を次年産大豆の入札取引に係る入札保証金に充当することを希望する買い手に対しては、当該入札保証金を次年産大豆の入札取引に係る入札保証金に繰り入れるために、引き続き預かる旨を通知します。

16. 入札取引の実施期日

協会は、入札取引を原則として月1回以上実施します。また、入札実施期日は、通常水曜日としますが、当該日が祝祭日に当たる場合は、翌木曜日に繰り下げる等日程を調整します。

17. 入札

買い手（入札者）は、買受けを希望するロット毎に入札価格（60kg 当たり包装代込み産地倉庫戸前渡し価格。消費税を含まない。）を、次に示す方法によって入札します。

（1）ウェブ入札

インターネットに接続したコンピュータにより、オンラインで入札を行うこと

を「ウェブ入札」とします。

ウェブ入札を行おうとする買い手は、理事長が別に定める「大豆入札取引ウェブ入札システムに関する規約」（ウェブ入札規約）により、協会にウェブ入札利用申請を行います。

協会は、申請のあった買い手に、ウェブ入札に必要なID及びパスワードを通知します。

買い手は、協会が予め配付した「大豆ウェブ入札システム操作手引書」その他協会が指示する手順に従って入札実施期日に入札を行います。

(2) ファクシミリによる入札

ファクシミリによる入札を行おうとする買い手の入札の手順は、以下の通りとします。

入札取引実施日の午前10時から12時（正午）までの間に、協会の入札取引専用ファクシミリ番号あてに入札票をファクシミリ送信することにより入札します。但し、協会は、次の場合には入札を受け付けません。

- ① 所定の時間外に送信した場合
- ② 入札票に入札者の名称、登録番号の記載がない、若しくは記載が不明瞭で入札者を特定できない場合
- ③ 入札票に登録申請の際に届け出た印が押印されていない場合あるいは印影が不鮮明で確認出来ない場合
- ④ 協会が当該入札者の登録を既に取り消している場合、又は、入札停止の扱いをしている場合
- ⑤ 協会が入札回ごとに送付した入札票以外の書類により入札した場合

18. 入札における禁止事項

登録者が入札する場合に、次の行為が禁止されています。禁止行為が判明した場合、協会は、取引監視委員会の報告に基づき、当該入札を不正入札として無効とするほか、入札取引委員会に報告し、その審議結果に基づいて当該登録者に対する入札取引への参加の制限、当該行為を行った者及び事実関係の公表等を行います。

- (1) 他の買い手と共同して入札価格を決定すること
- (2) 自らと同一の者が売り渡しの委託を売り手にしたものに入札すること
- (3) 売り手の大豆売買取引業務を担当する役職員が役員を兼ねている企業等が、買い手として入札すること
- (4) 売り手が不正に漏らした落札下限価格を予め知って入札すること
- (5) 入札価格あるいは入札数量に関し、売り手又は売り手に販売を委託した者の意向に沿って入札すること
- (6) 自らが売り手に販売委託した大豆であることが明らかなロットに入札すること

と

(7) その他入札における公正な価格の形成を妨げる入札を行うこと

19. 無効札

(1) 協会は、買い手が入札したロット毎の入札価格を「大豆入札システム」に入力し、最高価格を選定する落札処理を行い、落札者及び落札価格を決定します。但し、次の場合は、無効入札として落札処理の対象から除外されます。

- ① ロット番号が印字されていない入札票（手書き入札票）の場合で、ロット明細書に存在しないロット番号が記入されたロットに入札した場合
- ② 同一のロットに対し、2以上の入札をした場合（重複して入札票を送ったり、同一の会社の本社、支社等でそれぞれ入札した場合等）
- ③ 入札価格の記載が不鮮明で判別できない場合
- ④ 入札価格を二本線で抹消する等して書き直し、訂正した場合
- ⑤ 入札価格の記入が算用数字を用いない場合
- ⑥ 当該入札者に係る入札価格に数量を乗じた金額の合計の10分の1が入札保証金額を上回る場合（この場合、当該入札者の全入札ロットが無効となります。）
- ⑦ 入札票が規定の期限内に到着しなかった場合
- ⑧ 入札票に登録申請の際に届け出た印の印影が確認できない場合
- ⑨ 取引監視委員会が不正な入札であると認めた場合

(2) 同一銘柄複数ロットに該当する複数のロットに同一価格を入札すべきところ、異なる価格を入札した場合は、当該入札価格のうちの最高価格を以て入札したものと見なします。

(3) 10円単位の価格を入札すべきところ下1桁が0でない入札価格の場合、10円未満を切り捨てた価格を以て入札価格と見なします。

20. 落札大豆の代金決済及び受渡し

入札取引終了後、代金決済機関（売り手が全農の場合は、株式会社アグリネットサービス。売り手が全集連の場合は、全集連。）から落札者に対して代金の請求、受渡期限等売買契約に関する通知があります。契約内容に沿って、代金等の支払い、落札大豆の引き取りを行って下さい。

正当な理由なく売買契約の締結、落札大豆の引き取りを行わない場合、協会は、入札取引委員会の議決を経て、当該買い手の入札取引への参加の制限、登録の制限等の処分を行います。

21. 請求金額

代金決済機関が落札者に請求する金額は、落札価格に拠出金（買い手が協会に支払う運営拠出金。大豆60kg当たり1円）及び消費税を加算した額とします。

22. 落札大豆の品質等に関するクレーム

落札大豆の受渡しの後、落札者が当該大豆について入札時のロット明細書に示された内容に合致していないと判断した場合は、その旨を協会に通報の上、原則として売り手、買い手双方で話し合っ問題解決するものとします。

23. 免責

入札取引において買い手が何らかの損害や不利益を被った場合、その原因が協会による重大な過失や故意の行為にあったと認められる場合を除き、協会はその責を負いません。

24. その他

協会は、業務規程その他の規定及びで当該遵守事項についても変更することがあります。変更した場合は、登録者にその旨お知らせするとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

別紙 1

登録申請書（買い手）

平成 年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会

理事長 小 高 良 彦 殿

（申請者）

住所

名称

代表者

印

公益財団法人日本特産農産物協会の大豆の入札取引に係る業務規程の規定により、大豆を取引場において買い受けることにつき、貴協会の登録を受けたいので申請します。

当社（私）は、公益財団法人日本特産農産物協会の大豆入札取引に参加するに当たって、「大豆入札取引買い手登録者遵守事項」に同意し、落札決定通知を受けたものについて、速やかに売買契約を締結するとともに、受渡期限までに確実に落札玉を引き取ることを誓約します。

届出事項（注意事項を参照して必要な場合のみ記入して下さい。）

番号	事業所名称又は入札に用いる名称	入札票に用いる印

注意事項

- ① 1 法人で2以上の事業所を登録申請する場合は、法人代表者名義で事業所ごとに申請書を提出して下さい。
その場合、番号欄に1、2、3・・・等と番号を付して下さい。また、「入札に用いる名称」欄に「〇〇株式会社〇〇支店」等と入札の際の名称を記入し、申請者欄の印と異なる印を入札票に用いる場合は、その印を「入札票に用いる印」欄に押印して下さい。
- ② ①以外の場合で、申請者の名称と異なる名称を入札に用いる必要がある場合は、「事業所名称又は入札に用いる名称」欄にその名称を記入して下さい。（法人で特定の1支店を登録する場合、個人で屋号を登録する場合等）
- ③ 入札に際し、入札票に申請者欄の印以外の印を用いる必要がある場合は、「入札票に用いる印」欄にその印を押印して下さい。

以上

別紙2

大豆入札取引買い手登録者届出事項一覧表(新規登録用)

事項	届出内容	備 考
名称		
略称(任意)		社名の略称、通称等があれば、お書き下さい。
郵便番号		協会からの郵送文書を確実に受け取ることができる住所を登録して下さい。
住所		
代表者(又は委任を受けた者)		
代表者役職(又は委任を受けた者の役職名)		
担当者		
担当者役職		
電話番号		
FAX番号		落札結果の通知等協会からの情報を確実に受信することができるファクシミリの番号を登録して下さい。なお、常時受信できるようにして下さい。
メールアドレス	@	協会が配信する入札取引の上場内容等に関する情報を受信するためのメールアドレスを記入して下さい。協会からの連絡にも使用します。
サブアドレス(任意)	@	上記アドレス以外のアドレスにも配信を希望する場合、1アドレスに限って登録することができます。
入札票・ロット明細書配信方式	・メール送信 ・ファクシミリによる配信案内	希望する方式に○印を付けて下さい。

別紙3

入札保証金返還用振込口座届

登録者名										
登録番号(***-*)	□□□-□									
口座名義(カタカナ) 注 右のマスを上段左から1字ずつ埋めて下さい。「^」、「°」、スペースも1マスとします。										
銀行コード(4ケタ数字)	□□□□									
銀行名(カタカナ)						・銀行・信用金庫 ・ (○印又は記入)				
銀行名(漢字等)										
支店コード(3ケタ数字)	□□□									
支店名(カナ)										
支店名(漢字等)										
預金種目(該当に○)	・普通・当座・貯蓄・その他()									
口座番号(7ケタ数字)	□□□□□□□									

- 注. ① 新規に登録申請する場合に提出して下さい。
- ② 口座名義(カタカナ)の欄の記入は、通帳に記載されているとおりにして下さい。通帳には漢字の表記しかない場合もありますが、銀行には、カタカナの口座名義が登録されていますので、銀行に確認して下さい。
- ③ 入札保証金額の確認は、入札システムにおいて、ここに記載されているカタカナ表記の口座名義との照合によって行いますので、十分ご注意下さい。
- ④ 通帳のコピーをこの書類に代えて提出して差し支えありません。

公益財団法人日本特産農産物協会

別紙4

入札保証金返還請求書

平成 年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会
理事長 小 高 良 彦 殿

登録番号 □□□—□

住所

名称

代表者氏名

印

当社は、平成 年産大豆の入札を終了しましたので、貴協会に預託している大豆入札取引のための入札保証金を返還して下さい。